

資料3

平塚市地域防災計画改訂素案(案)に対する関係機関及び庁内意見と市の考え方について

- 1 意見照会期間 関係機関 5月12日～6月5日  
                   庁内      5月14日～6月5日

2 実施結果

(1) 提出意見数

関係機関	44
庁内	66
合計	110

(2) 意見への対応区分

項目	説明	関係機関	庁内	件数
ア: 反映	意見を踏まえ修正したもの	31	47	78
イ: 今後検討	今後の検討事項とするもの	4	4	8
ウ: 参考	参考とするもの	2	3	5
エ: その他	反映が困難なもの	7	12	19
合計		44	66	110

## 2 意見対応表 地震災害対策計画

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
1	目次	—	<p>【計画の記載内容】 県動物保護センター</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 県動物愛護センター</p>		意見のとおり修正します。	ア：反映
2	目次	—	<p>【計画の記載内容】 神奈川中央交通(株)</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 神奈川中央交通西(株)平塚営業所</p>		意見のとおり修正します。	ア：反映
3	第1章 第3節	17	<p>【計画の記載内容】 (3) 震度ランクの予測、建築物、人的等の被害想定</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 表の下段に 都市ガスの供給停止件数は地震発生(震度5程度以上の場合)などの非常時に、ガスメーターが自動的にガスをストップする機能により供給停止する件数です。</p>	<p><b>加筆</b> 都市ガスの供給停止件数は、「マイコンメーター停止数」、一方LPGは「漏洩件数(神奈川県想定で定義されている)」となっていて、同じ条件になっていない状況。 地震発生(震度5程度以上の場合)などの非常時には、ガスメーターが感知してガスを自動的にストップしますが、地域での都市ガスの供給停止が無ければ、簡単な操作で復帰することができます。</p>	意見のとおり修正します。 (意見のあった修正案から一部修正)	ア：反映
4	第1章 第6節	22	<p>【計画の記載内容】 (1) 湘南地域県政総合センター ア 所管区域(市町)及び県機関の被害状況の収集 イ 現地災害対策本部の構成機関に係る応急対策実施に必要な連絡調整 ウ 現地災害対策本部の構成機関に対する本部指令の伝達及び情報の収集 エ 県内市町村の相互応援に関する連絡調整 オ その他必要な災害応急対策</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 (1) 湘南地域県政総合センター ア 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び県災害対策本部への報告に関すること。 イ 広域防災拠点及び広域防災活動備蓄拠点の運営に関すること。 ウ 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に係る市町村との調整に関すること エ 所管区域内の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること。 オ 所管区域内の市町村及び関係機関等との連絡調整に関すること。 カ その他必要な災害応急対策に関すること。</p>	<p><b>改正</b> 文言整理 (地域県政総合センターの役割が、神奈川県災害対策本部要綱が改正(平成31年3月31日)され、災害発生時に設置される県現地災害対策本部の業務内容を改正したことによる)</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
5	第1章 第6節 第4章 第17節	22 187	【計画の記載内容】 P22では <b>遺体</b> と表現が変更されているが、P186では <b>死体</b> となっている  【改正・加筆・削除すべき内容】 遺体に統一しなくてよいか	改正 文言整理	現行どおりの記載とします。 (P22の「遺体」については、平成30年10月31日付け「平塚市地域防災計画の修正に係る意見について」で県防災会議幹事より修正の要望があったため。また、P186の「死体」については、災害救助法で定められた救助の種類において、「死体」と表記されているため)	工：その他
6	第1章 第6節	24	【計画の記載内容】 (5)東京ガス(株) <b>神奈川西支店</b>  【改正・加筆・削除すべき内容】 (5)東京ガス(株)	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映
7	第1章 第6節	25	【計画の記載内容】 (2)(一社)神奈川県トラック協会 <b>県央サービスセンター</b>  【改正・加筆・削除すべき内容】 (2)(一社)神奈川県トラック協会	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映
8	第2章 第1節	29	【計画の記載内容】 《現状》 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する <b>地籍調査(官民境界確定)</b> を行っています。  【改正・加筆・削除すべき内容】 《現状》 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する <b>地籍調査</b> を行っています。	改正 令和2年度でDID地区における官民境界等先行調査(官民境界確定)が完了し、後続調査である一筆地調査に移行するため。	意見のとおり修正します。	ア：反映
9	第2章 第3節	32	【計画の記載内容】 11 下水道施設の設備【土木部】 <b>阪神・淡路大震災や新潟県中越地震における下水道の被害を踏まえ、新設管の対応とともに既設管についても、耐震化に努めます。</b>  【改正・加筆・削除すべき内容】 11 下水道施設の設備【土木部】 <b>過去の様々な地震災害における下水道施設の被害を踏まえ、管路及びポンプ場の耐震化に努めます。</b>	改正 教訓とする過去の災害が増加しており、表現を変更。	意見のとおり修正します。	ア：反映
10	第2章 第3節	33	【計画の記載内容】 14 停電対策【関係部局】 大規模停電に備え、太陽光発電設備や発電機、及び蓄電池の整備に努めるとともに、事業者との協力体制を構築します  【改正・加筆・削除すべき内容】 14 停電対策【関係部局】 大規模停電に備え、太陽光発電設備や発電機及び蓄電池、 <b>都市ガスによる自立・分散型電源システム(ガスコージェネレーションシステム等)の導入による電源多重化の整備に努めるとともに、事業者との協力体制を構築します。</b>	加筆 近年の地震、台風等による大規模停電の発生時において、都市ガスによる自立・分散型電源システム(ガスコージェネレーションシステム、燃料電池システム)、停電対応型ガスエンジンヒートポンプシステムは、貯油タンク容量に限度がある非常用発電機の運転時間を超えて運転を継続し、避難所の運営や企業のBCP等に大きく貢献しました。	現行通りの記載とします。 (都市ガスによる自立・分散型電源システム導入予定がないため)	工：その他

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
11	第2章 第4節	34	<p>【計画の記載内容】 《現状》 津波災害からの迅速な復旧・復興を行うため、相模湾沿岸部における<b>地籍調査(官民境界確定)</b>が完了しています。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《現状》 津波災害からの迅速な復旧・復興を行うため、相模湾沿岸部における<b>地籍調査(官民境界等先行調査)</b>が完了しています。</p>	<p><b>改正</b> 官民境界等先行調査が正式名称であるため。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
12	第2章 第6節	38	<p>【計画の記載内容】 第6節ライフラインの安全対策 ○ 東京ガス㈱は、ガス施設の機能確保、ガス供給設備へのガス遮断装置の設置、通信設備および自家発電設備等の非常用設備の整備等の災害予防措置を推進しています。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 第6節ライフラインの安全対策 ○ 東京ガス㈱は、ガス施設の機能確保、ガス供給設備へのガス遮断装置の設置、通信設備および自家発電設備等の非常用設備の整備等の災害予防措置を推進しています。 <b>災害時、ガスが復帰しない場合の連絡先</b> <b>東京ガスお客さまセンター</b> <b>0570-002211 (PHS、IP電話からの場合) 03-3344-9100</b> <b>ガス漏れ通報専用電話</b> <b>0570-002299 (PHS、IP電話からの場合) 03-6735-8899</b></p>	<p><b>加筆</b> 災害時、ガスが復帰しない場合の連絡先及びガス漏れ通報専用電話の明記</p>	<p>現行通りの記載とします。 (本計画は市及び防災関係機関が防災活動を行うに当たっての指針であるため)</p>	エ：その他
13	第2章 第8節	40	<p>【計画の記載内容】 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく危険物の規制に関する政令、規則、告示、運用指針等による他、総務省消防庁、県くらし安全防災局防災部<b>消防課</b>及び・・・</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく危険物の規制に関する政令、規則、告示、運用指針等による他、総務省消防庁、県くらし安全防災局防災部<b>消防保安課</b>及び・・・</p>	<p><b>改正</b> 組織改編による課名変更</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
14	第2章 第9節	41	<p>【計画の記載内容】</p> <p>(1)一般住宅の耐震診断の助成 一般住宅の耐震診断の促進を図るため、市民が負担する診断費用について平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱に基づき助成を行っています。</p> <p>(2)分譲マンションの耐震診断の助成等マンションの耐震診断の促進を図るため、管理組合によるマンションの耐震化の取り組みを支援し、診断費用について平塚市マンション耐震化促進事業補助金交付要綱に基づき助成を行っています。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】</p> <p>(1)一般住宅の耐震診断の助成 一般住宅の耐震診断の促進を図るため、市民が負担する診断費用について助成を行っています。</p> <p>(2)分譲マンションの耐震診断の助成等 マンションの耐震診断の促進を図るため、管理組合によるマンションの耐震化の取り組みを支援し、診断費用について助成を行っています。</p>	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映
15	第2章 第9節	41	<p>【計画の記載内容】</p> <p>平成30年6月に発生した大阪北部地震では、建築物の塀の倒壊による被害が発生し、改めてブロック塀等の安全対策の必要性が認識されました。 ブロック塀や石塀等の倒壊に対する安全対策として、ブロック塀等倒壊予防策補助制度のほか、緑豊かな住みよい環境づくり推進のための平塚市いけがき設置推奨制度により助成を行っています。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】</p> <p>平成30年6月に発生した大阪北部地震では、建築物の塀の倒壊による被害が発生し、改めて危険な塀の安全対策の必要性が認識されました。 危険なブロック塀や石塀等の倒壊に対する安全対策について助成を行っています。</p>	改正 文言整理	<p>意見を踏まえ修正します。</p> <p>平成30年6月に発生した大阪北部地震では、建築物の塀の倒壊による被害が発生し、改めてブロック塀等の安全対策の必要性が認識されました。 危険なブロック塀や石塀等の倒壊に対する安全対策について助成を行っています。</p> <p>(大阪北部地震では、ブロック塀倒壊によって犠牲者が出たため、この表記を残した方が視覚的に伝わりやすいと判断したことから、「危険な塀」ではなく「ブロック塀」のままとします。)</p>	ア：反映
16	第2章 第9節	42	<p>【計画の記載内容】</p> <p>【関係資料】</p> <p>13-11 平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱 13-12 平塚市ブロック塀等倒壊予防策補助金交付要綱 13-13 平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金交付要綱 13-14 平塚市マンション耐震化促進事業補助金交付要綱 13-15 平塚市いけがき設置奨励補助金交付要綱</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】</p> <p>【関係資料】 削除</p>	削除	意見のとおり修正します。	ア：反映
17	第3章 第3節	49	<p>【計画の記載内容】</p> <p>《課題》 大規模な地震災害に対応できる消防力を強化するため、常備消防と消防団の施設、設備の整備の充実が必要とされています。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 大規模な地震災害に対応できる消防力を強化するため、常備消防と消防団の施設、設備の整備の充実が必要とされています。特に、分団庁舎のうち旧耐震基準で建てられた庁舎については、早期に耐震改修等を進める必要があります。</p>	加筆	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
18	第3章 第3節	49	<p>【計画の記載内容】 《今後の取組みの方向》 2 消防団の強化【消防本部】 常備消防と一体となって活動する消防団に教育及び訓練を行うとともに、消防施設、機械器具及び資材等の整備強化に努めます。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《今後の取組みの方向》 2 消防団の強化【消防本部】 常備消防と一体となって活動する消防団に教育及び訓練を行うとともに、消防施設、機械器具及び資材等の整備強化に努めます。特に、地域の消防防災の拠点となる分団庁舎には、避難所機能の一部を補完することができるよう、マンホールトイレ等の整備に取り組みます。</p>	<p>加筆 大規模な災害が発生した際に、消防の機能を失うことがあってはならないことと、ライフラインに被害が生じた場合、復旧に時間を要するだけではなく、避難所も同様の被害を受けている可能性があることから、市民のトイレに関する問題や生活用水等の確保に対して、一部機能を補完することができるように、市内各地域に配置する分団庁舎に耐震性貯水槽やマンホールトイレを配備する必要があると考えるため。</p>	<p>意見を踏まえ修正します。 (避難所は避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設であり、職員を配備する必要がある。分団庁舎を避難所機能の一部を補完できる施設と位置付けるのは難しい。)</p> <p>2 消防団の強化【消防本部】 常備消防と一体となって活動する消防団に教育及び訓練を行うとともに、消防施設、機械器具及び資材等の整備強化に努めます。特に分団庁舎は地域の消防防災の拠点となるため、避難所機能の一部であるトイレの提供ができるよう、マンホールトイレの整備に取り組みます。</p>	ア：反映
19	第3章 第5節	52	<p>【計画の記載内容】 《現状》</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《現状》 ○ 令和2年6月に避難所における感染症対策マニュアルを策定し、感染症拡大防止対策に努めています。</p>	<p>加筆 新型コロナウイルス感染症対策に関する内容の追記。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
20	第3章 第5節	52	<p>【計画の記載内容】 《課題》</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《課題》 ○ 「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」を始めとした基本的な感染対策の継続など、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の持続的な取組が必要です。</p>	<p>加筆 新型コロナウイルス感染症対策に関する内容の追記が必要です。</p>	<p>意見を踏まえ修正します。 (国の防災基本計画がコロナに関する記述を踏まえたことにより、文言を整理し、修正いたします。)</p> <p>避難所では多くの避難者が生活するため、感染症が発生すると拡大し易いことから、感染症拡大防止対策を推進する必要があります。</p>	ア：反映
21	第3章 第5節	52	<p>【計画の記載内容】 《課題》</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《課題》 新型コロナウイルス以外の感染症流行も想定し感染拡大防止のために、濃厚接触者・症状あり・要配慮者・一般人等で避難所のゾーニングが必要です。</p>	<p>加筆 新型コロナウイルス感染症対策に関する内容の追記が必要と思います。</p>	<p>意見を踏まえ修正します。 (国の防災基本計画がコロナに関する記述を踏まえたことにより、文言を整理し、修正いたします。)</p> <p>避難所では多くの避難者が生活するため、感染症が発生すると拡大し易いことから、感染症拡大防止対策を推進する必要があります。</p>	ア：反映
22	第3章 第5節	53	<p>【計画の記載内容】 《今後の取組みの方向》</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《今後の取組みの方向》 ○ 避難所等での感染防止に向けた取組や感染症が発生した場合の施設の消毒や感染者の搬送体制の整備を進めます。</p>	<p>加筆 新型コロナウイルス感染症対策に関する内容の追記が必要と思います。</p>	<p>意見を踏まえ修正します。 (5 避難所における感染症防止対策【市長室、避難部、医療救護部、環境部】 避難所での感染防止に向けた取組や感染症患者が発生した場合の施設の消毒等を進めます。)</p>	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
23	第3章 第5節	53	<p>【計画の記載内容】 《今後の取組みの方向》</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《今後の取組みの方向》 5 避難所における感染症防止対策【市長室、避難部、医療救護部、環境部】 避難所での感染防止に向けた取組や感染症患者が発生した場合の施設の消毒等を進めます。 また、避難所が過密状態になることによる感染症拡大を防ぐため、親戚や知人宅等、他の避難先も検討することを周知していきます。</p>	<p>加筆 新型コロナウイルス感染症対策に関する内容の追記。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
24	第3章 第6節	54	<p>【計画の記載内容】 (仮称)新文化センター</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 平塚文化芸術ホール</p>	<p>改正 名称の変更</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
25	第3章 第7節	56	<p>【計画の記載内容】 消防、県警察、高齢者よろづ相談センターその他の・・・</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 消防、県警察、高齢者よろづ相談センターその他の・・・</p>	<p>改正 文言整理</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
26	第3章 第8節	57	<p>【計画の記載内容】 現状 ○ 飲料水については、ペットボトルによる現物備蓄を進めています。また、県企業庁が災害用に指定している平塚配水池のほか...</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 現状 ○ 飲料水については、ペットボトルによる現物備蓄を進めています。また、県企業庁が災害用に指定している災害用指定配水池(平塚配水池等)のほか...</p>	<p>改正 文言整理</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
27	第3章 第8節	57	<p>【改正・加筆・削除すべき内容】 新型コロナウイルス等の感染症対策中の災害発生に対して、衛生管理上必要な水の供給量(例 20秒以上の手洗い)や下水道設備に被害があった場合の排水先の確保などの対応が必要になってくるのではないかと考えられます。</p>	<p>加筆 新型コロナウイルス感染症に関する内容を記載すべき。</p>	<p>現行どおりの記載とします。 (生活水の供給には衛生管理上必要な水の供給も含んでいるため。また、下水道設備の被害対応については、平塚市下水道災害応急対策計画に定められているため)</p>	エ：その他
28	第3章 第8節	57	<p>【計画の記載内容】 市民へ3日から1週間分を目安として食料、日用品及び最小限の着替え、肌着、照明具、医薬品等の備蓄を呼びかけています。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 市民へ3日から1週間分を目安として食料、日用品及び最小限の着替え、肌着、照明具、医薬品、マスク等の備蓄を呼びかけています。</p>	<p>加筆 新型コロナウイルス感染症対策として具体的に例示することが必要だと思います。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
29	第3章 第8節	57	<p>【計画の記載内容】 食料及び生活必需物資等の備蓄については、避難生活が長期化した場合の時間的経過に伴う市民ニーズの変化等を考慮した備蓄に努める必要があります。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 食料及び生活必需物資等の備蓄については、<b>感染症防止対策</b>や市民ニーズ、要配慮者等への配慮を考慮した備蓄に努める必要があります。</p>	<p><b>加筆</b> 新型コロナウイルス感染症対策として具体的に例示することが必要だと思います。</p>	<p>現行どおりの記載とします。 (避難生活が長期化した場合の備蓄について明記している箇所のため)</p>	工：その他
30	第3章 第9節	60	<p>【計画の記載内容】 《今後の取組みの方向》 3 災害拠点病院の医療体制の充実 災害時に災害拠点病院としての機能を発揮するため、地域住民も参加する実践的な災害対応訓練等を実施します。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《今後の取組みの方向》 3 災害拠点病院の医療体制の充実 災害時に災害拠点病院としての機能を発揮するため、<b>災害対応施設の整備・維持とともに</b>、地域住民も参加する実践的な災害対応訓練等を実施します。</p>	<p><b>加筆</b> 令和2年度に防水板の設置を行います。 また、令和3年度から総合計画実施計画にも追記されるため。</p>	<p>意見のとおり修正します。</p>	ア：反映
31	第3章 第9節	60	<p>【計画の記載内容】 4 医療機関の施設や設備の耐震化等【市民病院、医療機関】 医療機関は、水、電気、燃料、通信などのライフラインが途絶した場合に備えて、ライフライン等の施設や設備の耐震化等を推進するとともに、医療用の水の確保のための非常用貯水槽等の設置、自家発電燃料タンクの増強などを計画的に推進します。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 4 医療機関の施設や設備の耐震化等【市民病院、医療機関】 医療機関は、水、電気、燃料、通信などのライフラインが途絶した場合に備えて、ライフライン等の施設や設備の耐震化等を推進するとともに、医療用の水の確保のための非常用貯水槽等の設置、自家発電燃料タンクの増強などを計画的に推進します。<b>さらに、都市ガスによる自立・分散型電源システム(ガスコージェネレーションシステム等)の導入により電源多重化の整備を進めます。</b></p>	<p><b>加筆</b> 平塚市地域防災計画においても国土強靱化基本計画に則り、行政の中核的施設や重要な医療拠点、避難所となる施設等においては、電源の多重化により商用電源の停電発生時においても最低限の電力供給が確保できるように備えておくことが望ましいと考えます。</p>	<p>現行通りの記載とします。 (都市ガスによる自立・分散型電源システム導入予定がないため)</p>	工：その他
32	第3章 第16節	72	<p>【計画の記載内容】 平塚市社会福祉協議会、(公社)平塚市青年会議所との連携を強化する必要があります。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 平塚市社会福祉協議会、(公社)平塚市青年会議所との連携を強化する必要があります。</p>	<p><b>改正</b> 文言整理</p>	<p>平塚青年会議所は、平塚市、社会福祉協議会との3者協定を締結し、社会福祉協議会の補佐的な役割であるため、地域防災計画から記載自体を削除します。</p>	工：その他
33	第3章 第18節	75	<p>【計画の記載内容】 ウ 医師会救護隊等の動員訓練 市長の要請に基づき、平塚市医師会の医師、平塚歯科医師会の歯科医師、平塚市赤十字奉仕団員・・・訓練を行います。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 ウ 医師会救護隊等の動員訓練 市長の要請に基づき、平塚市医師会の医師、平塚歯科医師会の歯科医師、<b>薬剤師</b>、平塚市赤十字奉仕団員・・・訓練を行います。</p>	<p><b>改正</b> トリアージ訓練とともに動員訓練から参加を提案したい</p>	<p>意見のとおり修正します。</p>	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
34	第3章 第18節	75	<p>【計画の記載内容】 才 負傷者搬送及び応急救護訓練 平塚市赤十字奉仕団による負傷者搬送訓練、・・・歯科医師・赤十字奉仕団員・・・ 応急救護訓練を行います。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 才 負傷者搬送及び応急救護訓練 平塚市赤十字奉仕団による負傷者搬送訓練、・・・歯科医師・<b>薬剤師</b>・赤十字奉仕団員・・・ 応急救護訓練を行います。</p>	<p><b>改正</b> 医師会臨時救護所訓練に参加し薬剤師がトリアージ訓練に参加している実績があることから</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
35	第4章 第1節	80	<p>【計画の記載内容】 機関名 東京ガス(株) <b>神奈川西支店</b></p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 東京ガス(株) <b>神奈川導管事業部 神奈川計画推進部</b></p>	<p><b>改正</b> 防災業務移管に伴い、関係部署の名称変更のため</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
36	第4章 第1節	81	<p>【計画の記載内容】 &lt;災害対策本部組織&gt; 総合対策部 総合調整班・財政班・秘書班・広報班</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 &lt;災害対策本部組織&gt; 総合対策部 総合調整班・財政班・秘書班・広報班・(仮称) <b>広聴班</b></p>	<p><b>改正</b> 現在、広報課とは役割分担を明確にして、臨時電話等については市民情報・相談課長を現場のリーダーとして対応しています。 そのため庁内外に分かりやすいように新たに独立した班構成としたほうが良いと判断したため。</p>	意見を踏まえ修正します。	ア：反映
37	第4章 第3節	99	<p>【改正・加筆・削除すべき内容】 (2) <b>広聴活動等</b> <b>総合対策部広報班 総合対策部(仮称)広聴班</b></p>	<p><b>改正</b> 現在、広報課とは役割分担を明確にして、臨時電話等については市民情報・相談課長を現場のリーダーとして対応しています。 そのため庁内外に分かりやすいように新たに独立した班構成としたほうが良いと判断したため。</p>	意見を踏まえ修正します。	ア：反映
38	第4章 第1節	82	<p>【計画の記載内容】 ウ 平塚市臨時職員に関する規則(昭和43年規則第3号)第3条第3項第1号に規定する非常勤職員(嘱託員)</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 ウ <b>地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定されるパートタイム会計年度任用職員(月額報酬で支給する職員)</b></p>	<p><b>改正</b> 地公法の改正に伴い、嘱託員が廃止され、パートタイム会計年度任用職員となったため。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
39	第4章 第4節	114	【改正・加筆・削除すべき内容】 (4) 医療及び助産の方法 医療については、「平塚市医師会災害時における医療救護実施計画」等に基づき、実施します。また、歯科医療については、平塚歯科医師会との「災害時における医療救護活動についての協定書」等に基づき、医療を実施します。平塚中郡薬剤師会とは「災害時における医療救護活動についての協定書」等に基づき実施します。	改正 神奈川県保健医療救護計画の中で薬剤師チームは救護所及び避難所等における調剤及び服薬に関する支援・指導・避難所及び医薬品集積所等における医薬品等の管理及び確保支援の役割とされています。災害時、被災地域の初動段階においても、救護隊に薬剤師も入れていただきたくご提案いたします。 本件については別に協定書「災害時における医療救護活動についての協定書(平塚中郡薬剤師会)」を設けていただくことは可能でしょうか。	今後の検討事項とします。 (他の自治体の取組み事例などを調査します。)	イ：今後検討
40	第4章 第4節	113	【計画の記載内容】 ア 救護隊の編成	改正 「災害時における医療救護活動についての協定書(平塚中郡薬剤師会)」の締結が実現した場合、救護隊の構成に薬剤師を入れてほしい。 3～5名程度を想定しています。	今後の検討事項とします。 (他の自治体の取組み事例などを調査します。)	イ：今後検討
41	第4章 第4節	115	【計画の記載内容】 (5) 臨時救護所用帳票等 臨時救護所要員医療の実施にあたり、次の帳票等により記録等を行います。 ア 平塚市災害救助診療録 イ トリアージタック	改正 災害救助法で救護所、避難所などで発行された処方箋(災害処方箋)を救護所や一般の調剤薬局で調剤する事が昨今の災害でもありました。 災害救助法施行前の緊急時にも市から費用支給いただく約束があれば先生方は備蓄薬にこだわらず処方いただけます。 処方箋の書式や取り扱い等、事前に医師会と調整が必要と思われます。実現の際には、利便性と偽造抑止のため臨時救護所用帳票に災害処方箋をご提案いたします。	参考とします。	ウ：参考
42	第4章 第4節	115	【計画の記載内容】 《現状》 広域災害・救急医療情報システム  【改正・加筆・削除すべき内容】 広域災害救急医療情報システム	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
43	第4章 第7節	134 136	【計画の記載内容】 県動物保護センター  【改正・加筆・削除すべき内容】 県動物愛護センター	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映
44	第4章 第8節	138	【計画の記載内容】 (2) 行方不明者の搜索等 イ 行方不明者の搜索活動等 (ア) 消防部は、警察等の関係機関と協力して行方不明者の搜索を行います。	【確認】 行方不明者の搜索は医療救護部の役割りか？消防部の役割りか？ この計画を見ると消防部の役割りに見えるが、平塚市地震災害警戒本部要綱の別表を見ると医療救護部の役割り見える。 現実的には医療救護部で行方不明者の搜索は著しく困難であることを考慮し、要綱の適正化を依頼する。	現行通りの記載とします。 (医療救護部における行方不明者の搜索に関することは、行方不明者の住所、氏名、性別、連絡先等必要事項を「行方不明者搜索申出受付票」に記録し、申出受付票を取りまとめ、消防部及び警察等へ連絡することです。	エ：その他
45	第4章 第8節	139	【計画の記載内容】 ア 遺体の検案等 遺体の検視等検視・調査等は警察により実施されるとともに、遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医及び応援協力により出動した医師により実施されます。 なお、検案に続いて、医療救護部も加わり、遺体の洗浄、縫合、消毒等の必要な処置もあわせて行います。	現実的に、医療救護部の一般職員が致しの縫合や消毒をすることは技術的に不可能であり、感染症などのリスクも高いことから現実に即していないため、役割から削除していただきたい。(または専門部局との連携により処理するよう方針を改めたい)	現行どおりの記載とします。 (県計画との整合により、現行のままとします。)	エ：その他

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
46	第4章 第8節	139	<p>【計画の記載内容】 ア 遺体の検案等 遺体の検視等検視・調査等は警察により実施されるとともに、遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医及び応援協力により出動した医師により実施されます。 なお、検案に続いて、医療救護部も加わり、遺体の洗浄、縫合、消毒等の必要な処置もあわせて行います。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 ア 遺体の検案等 遺体の検視等検視・調査等は警察により実施されるとともに、遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医及び応援協力により出動した医師により実施されます。 なお、検案に続いて、医療救護部も加わり、遺体の洗浄、縫合、消毒等の必要な処置もあわせて行います。</p> <p>(ア)遺体の検視・検案に関する機関別活動内容 a 平塚市 医療救護部は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに、遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。なお、遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でない認められるときは、県及び関係機関に応援を要請する。 b 平塚警察署 平塚警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。 c 平塚市医師会 市医師会は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。 d 平塚市歯科医師会 市歯科医師会は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力する。 e 日赤神奈川県支部 日赤神奈川県支部は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。</p>	改正 検視・検案に対する各機関の役割が不明瞭だったため改正する必要がある。	今後の検討事項とします。 (関係機関へ確認が必要なため)	イ：今後検討
47	第4章 第8節	139	<p>【計画の記載内容】 イ 遺体の搬送 医療救護部は、遺体の検案後、警察から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ要請し遺体の引き渡しを受けます。</p>	警察が行うのは検視であり、検案ではないこと。また、検視、検案のいずれも遺体安置所内で行うことになっており、この時点で現場や警察からの遺体搬送は想定されにくいのでは。	現行通りの記載とします。 (県計画との整合により、現行のままとします。)	ウ：参考
48	第4章 第8節	139	<p>【計画の記載内容】 (3)遺体の対策等 イ 遺体の搬送 医療救護部は、遺体の検案後、警察から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、直ちに職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ要請し遺体の引き渡しを受けます。 なお、引き渡しを受けた遺体は、市の定める遺体安置所に搬送し、安置します。ただし、状況に応じて自主防災組織及び自衛隊等へ搬送に対する協力要請を行います。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 (3)遺体の対策等 イ 遺体の搬送(遺体収容所まで) 医療救護部は、被災現場や救護所から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、葬祭業者等へ協力を要請し、又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送し、安置する。また、搬送に際し状況に応じて自主防災組織及び自衛隊等へ搬送に対する協力要請を行う。</p>	改正 遺体搬送の流れについて、実現性のある形へ改正する。	今後の検討事項とします。 (関係機関へ確認が必要なため)	イ：今後検討

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
49	第4章 第8節	139	<p>【計画の記載内容】</p> <p>(3) 遺体の対策等 ウ 遺体の収容、安置</p> <p>(イ) 遺体の処置等 b 医療救護部は、「<b>遺体処理票</b>」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示します。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】</p> <p>(3) 遺体の対策等 ウ 遺体の収容、安置</p> <p>(イ) 遺体の処置等 b 医療救護部は、「<b>遺体処置票</b>」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示します。</p>	<p><b>改正</b></p> <p>訓練の中で葬祭業者より用語が不適切と指摘があり、様式の名称を変えているため。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
50	第4章 第8節	139	<p>【計画の記載内容】</p> <p>(3) 遺体の対策等 ウ 遺体の収容、安置</p> <p>(イ) 遺体の処置等 a 遺体の安置に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達します。なお、棺等の確保が困難な場合は、相互応援協定都市等に対し、総合対策部を通じて協力要請を行います。 b 医療救護部は、「<b>遺体処理票</b>」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示します。 c 保存は、遺体の腐乱防止に配慮し、特に夏季等気温が高い季節には十分注意を払うこととします。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】</p> <p>(3) 遺体の対策等 ウ 遺体の収容、安置</p> <p>(イ) 遺体の処置等 a 遺体の安置に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達します。なお、棺等の確保が困難な場合は、相互応援協定都市等に対し、総合対策部を通じて協力要請を行います。 b 医療救護部は、「<b>遺体処理票</b>」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示します。 c 保存は、遺体の腐乱防止に配慮し、特に夏季等気温が高い季節には十分注意を払うこととします。 d 死者が多数の場合、安置は遺体収容袋のままとする。袋の上から全体を白布で覆い、ドライアイスを着着する。 遺族の身元確認は、袋の小窓からの対面とし、感染予防対策上、直接遺体に触れないよう配慮する。</p>	<p><b>加筆</b></p> <p>災害死による遺体は、汚れや損傷、腐敗が激しく、取扱い時に血液・体液・排泄物等による曝露事故をまねく危険性が高い。従事者および遺族の安全のため、遺体収容袋のままの保管について加筆する。 遺体収容袋から開封せず保管することにより、損傷による血液・体液・排泄物等の漏出防止ができ、数日間保管する際に腐敗した体液等の漏出防止や腐敗臭の抑制が期待できる。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
51	第4章 第9節	144	<p>【計画の記載内容】</p> <p>第2次確保 火災の発生がない場合は、消防部と協議し、各避難所において消火栓に臨時給水栓を取り付け、飲料水を確保します。</p> <p>第3次確保 神奈川県企業庁の災害用指定配水池(平塚配水池)から、給水車又は給水容器を用いて搬送し、飲料水又は医療用水を確保します。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】</p> <p>第2次確保 火災の発生がない場合は、消防部と協議し、各避難所において消火栓に臨時給水栓を取り付け、飲料水を確保します。 神奈川県企業庁の災害用指定配水池(平塚配水池等)から、給水車又は給水容器を用いて搬送し、飲料水又は医療用水を確保します。</p> <p>第3次確保 <del>神奈川県企業庁の災害用指定配水池(平塚配水池)から、給水車又は給水容器を用いて搬送し、飲料水又は医療用水を確保します。</del></p>	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映
52	第4章 第11節 第4章 第13節	158～170	<p>実施機関の表記について</p> <p>「～(株)」と「～(株)～営業所」等、同じ事業者で表記が異なる箇所があります。例として、第11節では「神奈川中央交通西(株)平塚営業所」、第13節では「神奈川中央交通(株)」との表記になっています。風水害等対策計画も同様の表記となっています。</p>	組織名の変更 表記を使い分けている理由はありませんか。	意見のとおり修正します。 (神奈川中央交通西(株)平塚営業所に確認済み)	ア：反映
53	第4章 第11節 第4章 第13節	162 169 170	<p>【計画の記載内容】</p> <p>【実施機関】 神奈川中央交通(株)</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 【実施機関】 神奈川中央交通西(株)平塚営業所</p>	組織名の変更 神奈川中央交通(株)は神奈川中央交通西(株)とグループ会社で別会社であり、平塚市内の路線バスにおいては神奈川中央交通西(株)が担当しているため、神奈川中央交通西(株)平塚営業所での統一を推奨します。	意見のとおり修正します。	ア：反映
54	第4章 第13節	169	<p>【計画の記載内容】</p> <p>【実施機関】 東京ガス(株) 神奈川西支店</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 【実施機関】 東京ガス(株)</p>	改正 東京ガス株式会社全体的なことに関する記述により	意見のとおり修正します。	ア：反映
55	第4章 第13節	170	<p>【計画の記載内容】</p> <p>【実施機関】 東京ガス(株) 神奈川西支店</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 【実施機関】 東京ガス(株)</p>	改正 東京ガス株式会社全体的なことに関する記述により	意見のとおり修正します。	ア：反映
56	第5章 第1節	195	<p>【計画の記載内容】</p> <p>臨時職員</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 パートタイム会計年度任用職員</p>	改正 地公法の改正に伴い、臨時職員が廃止され、パートタイム会計年度任用職員となったため。	現行どおりの記載とします。	エ：その他

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
57	第5章 第3節	199 200	【計画の記載内容】 罹災証明書  【改正・加筆・削除すべき内容】 罹災証明書	改正 字句の整理(様式名称)	現行どおりの記載とします。 (令和2年3月30日付けで「罹災証明書」の様式が統一化されたため)	工:その他
58	第5章 第3節	201 202	【計画の記載内容】 2生活再建支援 (5)被災者生活再建支援金の支給 (6)災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け (7)弔慰金・見舞金の支給 (10)住宅確保の支援  【改正・加筆・削除すべき内容】 2生活再建支援 (5)被災者生活再建支援金の支給 医療救護部救護班は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、・・・ (6)災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 医療救護部救護班は、災害救助法が適用されるような大規模災害において、・・・ (7)弔慰金・見舞金の支給 医療救護部救護班は、条例に該当しない災害により市民が死亡した場合、・・・ (10)住宅確保の支援 住宅・公園部住宅班は、被災者の住宅確保計画として、市営住宅への特定入居・・・	加筆 担当部班を明らかにしておくべき 指摘箇所に限らず、細かな支援等に担当部班が明示されているものとそうでないものが混在している。 有事の際に無用な調整を避け、支援を迅速に行うために、可能な範囲で担当を明らかにしておくことが必要である。	意見のとおり修正します。	ア:反映
59	第5章 第3節	202	【計画の記載内容】 ウ その他使用料等の減免  【改正・加筆・削除すべき内容】 (9)市民税及び国民健康保険税等の減免 ウ 介護保険料の減免 災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた者に対しては、平塚市介護保険条例(平成12年条例第4号)の定めるところにより、特に必要があると認められた者について介護保険料を減免することができます。 エ その他使用料等の減免	加筆 新規追加	意見のとおり修正します。	ア:反映

## 2 意見対応表 風水害等対策計画

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
1	目次	—	【計画の記載内容】 県動物保護センター  【改正・加筆・削除すべき内容】 県動物愛護センター		意見のとおり修正します。	ア：反映
2	目次	—	【計画の記載内容】 神奈川中央交通(株)  【改正・加筆・削除すべき内容】 神奈川中央交通西(株)平塚営業所		意見のとおり修正します。	ア：反映
3	第1章 第5節	9	【計画の記載内容】 (1)湘南地域県政総合センター ア 所管区域(市町)及び県機関の被害状況の収集 イ 現地災害対策本部の構成機関に係る応急対策実施に必要な連絡調整 ウ 現地災害対策本部の構成機関に対する本部指令の伝達及び情報の収集 エ 県内市町村の相互応援に関する連絡調整 オ その他必要な災害応急対策  【改正・加筆・削除すべき内容】 (1)湘南地域県政総合センター ア 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び県災害対策本部への報告に関する事。 イ 広域防災拠点及び広域防災活動備蓄拠点の運営に関する事。 ウ 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に係る市町村との調整に関する事。 エ 所管区域内の支援ニーズの把握及び本部への報告に関する事。 オ 所管区域内の市町村及び関係機関等との連絡調整に関する事。 カ その他必要な災害応急対策に関する事。	改正 文言整理 (地域県政総合センターの役割が、神奈川県災害対策本部要綱が改正(平成31年3月31日)され、災害発生時に設置される県現地災害対策本部の業務内容を改正したことによる)	意見のとおり修正します。	ア：反映
4	第1章 第5節 第4章 第20節	9 172	【計画の記載内容】 P9では遺体と表現が変更されているが、P170では死体となっている  【改正・加筆・削除すべき内容】 遺体に統一しなくてよいか	改正 文言整理	現行どおりの記載とします。 (P9の「遺体」については、平成30年10月31日付け「平塚市地域防災計画の修正に係る意見について」で県防災会議幹事より修正の要望があったため。 また、P170の「死体」については、災害救助法で定められた救助の種類において、「死体」と表記されているため)	エ：その他
5	第1章 第5節	11	【計画の記載内容】 (5)東京ガス(株)神奈川西支店  【改正・加筆・削除すべき内容】 (5)東京ガス(株)	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映
6	第1章 第5節	12	【計画の記載内容】 (2)(一社)神奈川県トラック協会県央サービスセンター  【改正・加筆・削除すべき内容】 (2)(一社)神奈川県トラック協会	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
7	第2章 第1節	15	<p>【計画の記載内容】 《現状》 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する<b>地籍調査(官民境界確定)</b>を行っています。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《現状》 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する<b>地籍調査</b>を行っています。</p>	<p><b>改正</b> 令和2年度でD I D地区における官民境界等先行調査(官民境界確定)が完了し、後続調査である一筆地調査に移行するため。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
8	第2章 第2節	17	<p>【計画の記載内容】 8 停電対策【関係部局】 大規模停電に備え、太陽光発電設備や発電機、及び蓄電池の整備に努めるとともに、事業者との協力体制を構築します</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 8 停電対策【関係部局】 大規模停電に備え、太陽光発電設備や発電機及び蓄電池、<b>都市ガスによる自立・分散型電源システム(ガスコージェネレーションシステム等)</b>の導入による<b>電源多重化</b>の整備に努めるとともに、事業者との協力体制を構築します。</p>	<p><b>加筆</b> 近年の地震、台風等による大規模停電の発生時に、都市ガスによる自立・分散型電源システム(ガスコージェネレーションシステム、燃料電池システム)、停電対応型ガスエンジンヒートポンプシステムは、貯油タンク容量に限度がある非常用発電機の運転時間を超えて運転を継続し、避難所の運営や企業のBCP等に大きく貢献しました。</p>	現行通りの記載とします。(都市ガスによる自立・分散型電源システム導入予定がないため)	エ：その他
9	第2章 第4節	20	<p>【計画の記載内容】 《今後の取組みの方向》 1 総合浸水対策基本計画による整備【土木部】 <b>浸水被害が発生している重点対策地区(短期)について、平成30年度末までに床下浸水や緊急輸送路が通行可能なレベルまで被害を軽減させる対策を進めます。また、公共下水道計画区域内における雨水排水施設が未整備の区域について、浸水状況を確認して整備を進めます。</b></p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《今後の取組みの方向》 1 総合浸水対策基本計画による整備【土木部】 <b>浸水被害が発生している地区について、床上・床下浸水を解消・軽減することを目標とした計画及び対策を進めます。また、公共下水道計画区域内における雨水排水施設が未整備の区域について、浸水状況を確認して整備を進めます。</b></p>	<p><b>改正</b> 今後の取組みの方向とあるのに、平成30年度末と過去のこととなってしまっているため。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
10	第2章 第9節	27	<p>【計画の記載内容】 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく危険物の規制に関する政令、規則、告示、運用指針等による他、総務省消防庁、県くらし安全防災局防災部<b>消防課</b>及び・・・</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく危険物の規制に関する政令、規則、告示、運用指針等による他、総務省消防庁、県くらし安全防災局防災部<b>消防保安課</b>及び・・・</p>	<p><b>改正</b> 組織改編による課名変更</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
11	第3章 第5節	38	<p>【計画の記載内容】 《現状》</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《現状》 ○ 令和2年6月に避難所における感染症対策マニュアルを策定し、感染症拡大防止対策に努めています。</p>	加筆 新型コロナウイルス感染症対策に関する内容の追記。	意見のとおり修正します。	ア：反映
12	第3章 第5節	38	<p>【計画の記載内容】 《課題》</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《課題》 ○ 「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」を始めとした基本的な感染対策の継続など、新型コロナ感染症拡大防止対策の持続的な取組が必要です。</p>	加筆 新型コロナウイルス感染症対策に関する内容の追記が必要と思います。	意見を踏まえ修正します。 (国の防災基本計画がコロナに関する記述を踏まえたことにより、文言を整理し、修正いたします。)  避難所では多くの避難者が生活するため、感染症が発生すると拡大し易いことから、感染症拡大防止対策を推進する必要があります。	ア：反映
13	第3章 第5節	38	<p>【計画の記載内容】 《課題》</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《課題》 新型コロナウイルス以外の感染症流行も想定し感染拡大防止のために、濃厚接触者・症状あり・要配慮者・一般人等で避難所のゾーニングが必要です。</p>	加筆 新型コロナウイルス感染症対策に関する内容の追記が必要と思います。	意見を踏まえ修正します。 (国の防災基本計画がコロナに関する記述を踏まえたことにより、文言を整理し、修正いたします。)  避難所では多くの避難者が生活するため、感染症が発生すると拡大し易いことから、感染症拡大防止対策を推進する必要があります。	ア：反映
14	第3章 第5節	39	<p>【計画の記載内容】 《今後の取組の方向》</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《今後の取組の方向》 ○ 避難所等での感染防止に向けた取組や感染症が発生した場合の施設の消毒や感染者の搬送体制の整備を進めます。</p>	加筆 新型コロナウイルス感染症対策に関する内容の追記が必要と思います。	意見を踏まえ修正します。 (10 避難所における感染症防止対策【市長室、避難部、医療救護部、環境部】 避難所での感染防止に向けた取組や感染症患者が発生した場合の施設の消毒等を進めます。)	ア：反映
15	第3章 第5節	39	<p>【計画の記載内容】 《今後の取組の方向》</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 《今後の取組の方向》 10 避難所における感染症防止対策【市長室、避難部、医療救護部、環境部】 避難所での感染防止に向けた取組や感染症患者が発生した場合の施設の消毒等を進めます。  また、避難所が過密状態になることによる感染症拡大を防ぐため、親戚や知人宅等、他の避難先も検討することを周知していきます。</p>	加筆 新型コロナウイルス感染症対策に関する内容の追記。	意見のとおり修正します。	ア：反映
16	第3章 第6節	40	<p>【計画の記載内容】 (仮称)新文化センター</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 平塚文化芸術ホール</p>	改正 名称の変更	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
17	第3章 第7節	42	【計画の記載内容】 消防、県警察、 <b>高齢者よろづ相談センター</b> その他の・・・  【改正・加筆・削除すべき内容】 消防、県警察、 <b>高齢者よろづ相談センター</b> その他の・・・	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映
18	第3章 第8節	43	【計画の記載内容】 市民へ3日から1週間分を目安として食料、日用品及び最小限の着替え、肌着、照明具、医薬品等の備蓄を呼びかけています。  【改正・加筆・削除すべき内容】 市民へ3日から1週間分を目安として食料、日用品及び最小限の着替え、肌着、照明具、医薬品、 <b>マスク</b> 等の備蓄を呼びかけています。	加筆 新型コロナウイルス感染症対策として具体的に例示することが必要だと思います。	意見のとおり修正します。	ア：反映
19	第3章 第8節	43	【計画の記載内容】 食料及び生活必需物資等の備蓄については、避難生活が長期化した場合の時間的経過に伴う市民ニーズの変化等を考慮した備蓄に努める必要があります。  【改正・加筆・削除すべき内容】 食料及び生活必需物資等の備蓄については、 <b>感染症防止対策</b> や市民ニーズ、要配慮者等への配慮を考慮した備蓄に努める必要があります。	加筆 新型コロナウイルス感染症対策として具体的に例示することが必要だと思います。	現行どおりの記載とします。 (避難生活が長期化した場合の備蓄について明記している箇所のため)	エ：その他
20	第3章 第8節	43	【計画の記載内容】 現状 ○ 飲料水については、ペットボトルによる現物備蓄を進めています。また、県企業庁が災害用に指定している <b>平塚配水池</b> のほか...  【改正・加筆・削除すべき内容】 現状 ○ 飲料水については、ペットボトルによる現物備蓄を進めています。また、県企業庁が災害用に指定している <b>災害用指定配水池(平塚配水池等)</b> のほか...	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映
21	第3章 第9節	46	【計画の記載内容】 《今後の取組みの方向》 3 災害拠点病院の医療体制の充実 災害時に災害拠点病院としての機能を発揮するため、地域住民も参加する実践的な災害対応訓練等を実施します。  【改正・加筆・削除すべき内容】 《今後の取組みの方向》 3 災害拠点病院の医療体制の充実 災害時に災害拠点病院としての機能を発揮するため、 <b>災害対応施設の整備・維持とともに</b> 、地域住民も参加する実践的な災害対応訓練等を実施します。	加筆 令和2年度に防水板の設置を行います。 また、令和3年度から総合計画実施計画にも追記されるため。	意見のとおり修正します。	ア：反映
22	第3章 第15節	55	【計画の記載内容】 平塚市社会福祉協議会、 <b>(公社)平塚市青年会議所</b> との連携を強化する必要があります。  【改正・加筆・削除すべき内容】 平塚市社会福祉協議会、 <b>(公社)平塚市青年会議所</b> との連携を強化する必要があります。	改正 文言整理	平塚青年会議所は、平塚市、社会福祉協議会との3者協定を締結し、社会福祉協議会の補佐的な役割であるため、地域防災計画から記載自体を削除します。	エ：その他

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
23	第3章 第17節	59	<p>【計画の記載内容】 ウ 医師会救護隊等の動員訓練 市長の要請に基づき、平塚市医師会の医師、平塚歯科医師会の歯科医師、平塚市赤十字奉仕団員・・・訓練を行います。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 ウ 医師会救護隊等の動員訓練 市長の要請に基づき、平塚市医師会の医師、平塚歯科医師会の歯科医師、<b>薬剤師</b>、平塚市赤十字奉仕団員・・・訓練を行います。</p>	<p>改正 トリアージ訓練とともに動員訓練から参加を提案したい</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
24	第3章 第17節	59	<p>【計画の記載内容】 オ 負傷者搬送及び応急救護訓練 平塚市赤十字奉仕団による負傷者搬送訓練、・・・歯科医師・赤十字奉仕団員・・・応急救護訓練を行います。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 オ 負傷者搬送及び応急救護訓練 平塚市赤十字奉仕団による負傷者搬送訓練、・・・歯科医師・<b>薬剤師</b>・赤十字奉仕団員・・・応急救護訓練を行います。</p>	<p>改正 医師会臨時救護所訓練に参加し薬剤師がトリアージ訓練に参加している実績があることから</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
25	第4章 第2節 (新設)	67	<p>【改正・加筆・削除すべき内容】 第2節 災害発生直前の対策</p> <p>【担当部】総合対策部 総務部 食料部 医療救護部 環境衛生部 住宅・公園部 土木復旧部 避難部 消防部 各関係部【関係機関】各防災関係機関</p> <p>風水害については、気象情報等により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、市・関係機関・報道機関を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害発生直前の対策が極めて重要です。</p> <p>1 警戒及び注意の喚起 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域の警戒活動を行います。</p> <p>2 避難所の開設 市は、災害の発生のおそれがある場合には、必要に応じた避難所を開設します。</p> <p>3 避難の周知 市長は、危険区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため必要と認めるときは、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難の準備及び避難行動要支援者に対し避難開始を求めます。さらに状況が悪化し、災害が発生するおそれがある場合は、避難勧告又は避難指示を行います。</p> <p>4 災害未然防止活動 水防管理者、水防団は、随時、区域内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。 また、水防管理者、水防団は、気象の悪化が予想されるときは、前記の監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じます。水防管理者は、その区域内における農業用水堰及び水閘門を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ、水災を未然に防止するよう措置するものとする。</p> <p>5 災害発生直前の対応 台風接近や大雨の恐れがあるときの対応については次のとおりですが、細部については「地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則」及び「平塚市風水害マニュアル」で定めるとおりとします (1) 常に連絡の取れる体制を取り、参集に備える。 (2) 関係部においては必要人員を配置し、主として情報収集連絡活動を行い、危険箇所、災害発生予想箇所等の巡視による警戒活動に当たる。 (3) 防災関係機関等と相互に連絡をとり情報の正確を期するとともに、防災活動体制の強化推進を図る。 (4) 水防活動の万全を期する体制とする。 (5) 防災施設、資機材を点検整備する。</p>	<p>改正 災害発生直前の対策について新設</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
26	第4章 第4節	72	<p>【計画の記載内容】 機関名 東京ガス(株) <b>神奈川西支店</b></p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 東京ガス(株) <b>神奈川導管事業部 神奈川計画推進部</b></p>	<p>改正 防災業務移管に伴い、関係部署の名称変更のため</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
27	第4章 第4節	73	<p>【計画の記載内容】            &lt;災害対策本部組織&gt;            総合対策部 総合調整班・財政班・秘書班・広報班</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】            &lt;災害対策本部組織&gt;            総合対策部 総合調整班・財政班・秘書班・広報班・(仮称)広聴班</p>	<p>改正            現在、広報課とは役割分担を明確にして、臨時電話等については市民情報・相談課長を現場のリーダーとして対応しています。            そのため庁内外に分かりやすいように新たに独立した班構成としたほうが良いと判断したため。</p>	意見を踏まえ修正します。	ア：反映
28	第4章 第4節	74	<p>【計画の記載内容】            ウ 平塚市臨時職員に関する規則(昭和43年規則第3号)第3条第3項第1号に規定する            非常勤職員(嘱託員)</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】            ウ 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定されるパートタイム会計年度任用職員            (月額報酬で支給する職員)</p>	<p>改正            地公法の改正に伴い、嘱託員が廃止され、パートタイム会計年度任用職員となったため。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
29	第4章 第6節	90	<p>【改正・加筆・削除すべき内容】            (2) 広聴活動等            総合対策部広報班 総合対策部(仮称)広聴班</p>	<p>改正            現在、広報課とは役割分担を明確にして、臨時電話等については市民情報・相談課長を現場のリーダーとして対応しています。            そのため庁内外に分かりやすいように新たに独立した班構成としたほうが良いと判断したため。</p>	意見を踏まえ修正します。	ア：反映
30	第4章 第8節	106	<p>【計画の記載内容】            ア 救護隊の編成</p>	<p>改正            「災害時における医療救護活動についての協定書(平塚中郡薬剤師会)」の締結が実現した場合、救護隊の構成に薬剤師を入れてほしい。            3～5名程度を想定しています。</p>	今後の検討事項とします。 (他の自治体の取組み事例などを調査します。)	イ：今後検討

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
31	第4章 第8節	107	【改正・加筆・削除すべき内容】 (4) 医療及び助産の方法 医療については、「平塚市医師会災害時における医療救護実施計画」等に基づき、実施します。また、歯科医療については、平塚歯科医師会との「災害時における医療救護活動についての協定書」等に基づき、医療を実施します。平塚中郡薬剤師会とは「災害時における医療救護活動についての協定書」等に基づき実施します。	改正 神奈川県保健医療救護計画の中で薬剤師チームは救護所及び避難所等における調剤及び服薬に関する支援・指導・避難所及び医薬品集積所等における医薬品等の管理及び確保支援の役割とされています。災害時、被災地域の初動段階においても、救護隊に薬剤師も入れていただきたくご提案いたします。 本件については別に協定書「災害時における医療救護活動についての協定書(平塚中郡薬剤師会)」を設けていただくことは可能でしょうか。	今後の検討事項とします。 (他の自治体の取組み事例などを調査します。)	イ：今後検討
32	第4章 第8節	107	【計画の記載内容】 (5) 臨時救護所用帳票等 臨時救護所要員医療の実施にあたり、次の帳票等により記録等を行います。 ア 平塚市災害救助診療録 イ トリアージタグ	改正 災害救助法で救護所、避難所などで発行された処方箋(災害処方箋)を救護所や一般の調剤薬局で調剤する事が昨今の災害でもありました。 災害救助法施行前の緊急時にも市から費用支給いただく約束があれば先生方は備蓄薬にこだわらず処方いただけます。 処方箋の書式や取り扱い等、事前に医師会と調整が必要と思われます。実現の際には、利便性と偽造抑止のため臨時救護所用帳票に災害処方箋をご提案いたします。	参考とします。	ウ：参考
33	第4章 第8節	108	【計画の記載内容】 《現状》 広域災害・救急医療情報システム  【改正・加筆・削除すべき内容】 広域災害救急医療情報システム	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映
34	第4章 第9節	110	【計画の記載内容】 災害対策対本部における担当部は、本部班、総合対策部、住宅・公園部・・・  【改正・加筆・削除すべき内容】 災害対策本部における担当部は、本部班、総合対策部、住宅・公園部・・・	改正 字句の整理	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
35	第4章 第10節	121 123	【計画の記載内容】 県動物保護センター  【改正・加筆・削除すべき内容】 県動物愛護センター	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映
36	第4章 第11節	125	【計画の記載内容】 (2) 行方不明者の搜索等 イ 行方不明者の搜索活動等 (ア) 消防部は、警察等の関係機関と協力して行方不明者の搜索を行います。	【確認】 行方不明者の搜索は医療救護部の役割りか？消防部の役割りか？ この計画を見ると消防部の役割りに見えるが、平塚市地震災害警戒本部要綱の別表を見ると医療救護部の役割り見える。 現実的には医療救護部で行方不明者の搜索は著しく困難であることを考慮し、要綱の適正化を依頼する。	現行通りの記載とします。 (医療救護部における行方不明者の搜索に関することは、行方不明者の住所、氏名、性別、連絡先等必要事項を「行方不明者搜索申出受付票」に記録し、申出受付票を取りまとめ、消防部及び警察等へ連絡することです。	エ：その他
37	第4章 第11節	126	【計画の記載内容】 ア 遺体の検案等 遺体の検視等検視・調査等は警察により実施されるとともに、遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医及び応援協力により出動した医師により実施されます。 なお、検案に続いて、医療救護部も加わり、遺体の洗浄、縫合、消毒等の必要な処置もあわせて行います。	現実的に、医療救護部の一般職員が致しの縫合や消毒をすることは技術的に不可能であり、感染症などのリスクも高いことから現実に即していないため、役割から削除していただきたい。(または専門部局との連携により処理するよう方針を改めたい)	現行どおりの記載とします。 (県計画との整合により、現行のままとします。)	エ：その他

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
38	第4章 第11節	126	<p>【計画の記載内容】 ア 遺体の検案等 遺体の検視等検視・調査等は警察により実施されるとともに、遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医及び応援協力により出動した医師により実施されます。 なお、検案に続いて、医療救護部も加わり、遺体の洗浄、縫合、消毒等の必要な処置もあわせて行います。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 ア 遺体の検案等 遺体の検視等検視・調査等は警察により実施されるとともに、遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医及び応援協力により出動した医師により実施されます。 なお、検案に続いて、医療救護部も加わり、遺体の洗浄、縫合、消毒等の必要な処置もあわせて行います。</p> <p>(ア)遺体の検視・検案に関する機関別活動内容 a 平塚市 医療救護部は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに、遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。なお、遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは十分でないとき認められるときは、県及び関係機関に応援を要請する。 b 平塚警察署 平塚警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。 c 平塚市医師会 市医師会は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。 d 平塚市歯科医師会 市歯科医師会は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力する。 e 日赤神奈川県支部 日赤神奈川県支部は、市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。</p>	改正 検視・検案に対する各機関の役割が不明瞭だったため改正する必要がある。	今後の検討事項とします。 (関係機関へ確認が必要のため)	イ：今後検討
39	第4章 第11節	126	<p>【計画の記載内容】 イ 遺体の搬送 医療救護部は、遺体の検案後、警察から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ要請し遺体の引き渡しを受けます。</p>	警察が行うのは検視であり、検案ではないこと。また、検視、検案のいずれも遺体安置所内で行うことになっており、この時点で現場や警察からの遺体搬送は想定されにくいのでは。	現行通りの記載とします。 (県計画との整合により、現行のままとします。)	ウ：参考

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
40	第4章 第11節	126	<p>【計画の記載内容】</p> <p>(3) 遺体の対策等 イ 遺体の搬送</p> <p>医療救護部は、遺体の検案後、警察から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、直ちに職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ要請し遺体の引き渡しを受けます。なお、引き渡しを受けた遺体は、市の定める遺体安置所に搬送し、安置します。ただし、状況に応じて自主防災組織及び自衛隊等へ搬送に対する協力要請を行います。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】</p> <p>(3) 遺体の対策等 イ 遺体の搬送(遺体収容所まで)</p> <p>医療救護部は、被災現場や救護所から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、葬祭業者等へ協力を要請し、又は警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送し、安置する。また、搬送に際し状況に応じて自主防災組織及び自衛隊等へ搬送に対する協力要請を行う。</p>	<p>改正</p> <p>遺体搬送の流れについて、実現性のある形へ改正する。</p>	<p>今後の検討事項とします。 (関係機関へ確認が必要なため)</p>	イ：今後検討
41	第4章 第11節	126	<p>【計画の記載内容】</p> <p>(3) 遺体の対策等 ウ 遺体の収容、安置 (イ) 遺体の処置等 b 医療救護部は、「遺体処理票」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示します。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】</p> <p>(3) 遺体の対策等 ウ 遺体の収容、安置 (イ) 遺体の処置等 b 医療救護部は、「遺体処置票」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示します。</p>	<p>改正</p> <p>訓練の中で葬祭業者より用語が不適切と指摘があり、様式の名称を変えているため。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
42	第4章 第11節	126	<p>【計画の記載内容】</p> <p>(3) 遺体の対策等 ウ 遺体の収容、安置 (イ) 遺体の処置等 a 遺体の安置に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達します。なお、棺等の確保が困難な場合は、相互応援協定都市等に対し、総合対策部を通じて協力要請を行います。 b 医療救護部は、「遺体処理票」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示します。 c 保存は、遺体の腐乱防止に配慮し、特に夏季等気温が高い季節には十分注意を払うこととします。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】</p> <p>(3) 遺体の対策等 ウ 遺体の収容、安置 (イ) 遺体の処置等 a 遺体の安置に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達します。なお、棺等の確保が困難な場合は、相互応援協定都市等に対し、総合対策部を通じて協力要請を行います。 b 医療救護部は、「遺体処理票」を作成のうえ納棺し、棺に整理番号、氏名等を表示します。 c 保存は、遺体の腐乱防止に配慮し、特に夏季等気温が高い季節には十分注意を払うこととします。 d 死者が多数の場合、安置は遺体収容袋のままとする。袋の上から全体を白布で覆い、ドライアイスを装着する。 遺族の身元確認は、袋の小窓からの対面とし、感染予防対策上、直接遺体に触れないよう配慮する。</p>	<p>加筆</p> <p>災害死による遺体は、汚れや損傷、腐敗が激しく、取扱い時に血液・体液・排泄物等による曝露事故をまねく危険性が高い。従事者および遺族の安全のため、遺体収容袋のままの保管について加筆する。 遺体収容袋から開封せず保管することにより、損傷による血液・体液・排泄物等の漏出防止ができ、数日間保管する際に腐敗した体液等の漏出防止や腐敗臭の抑制が期待できる。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
43	第4章 第12節	131	<p>【計画の記載内容】 第2次確保 火災の発生がない場合は、消防部と協議し、各避難所において消火栓に臨時給水栓を取り付け、飲料水を確保します。 第3次確保 神奈川県企業庁の災害用指定配水池（平塚配水池）から、給水車又は給水容器を用いて搬送し、飲料水又は医療用水を確保します。</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 第2次確保 火災の発生がない場合は、消防部と協議し、各避難所において消火栓に臨時給水栓を取り付け、飲料水を確保します。 神奈川県企業庁の災害用指定配水池（平塚配水池等）から、給水車又は給水容器を用いて搬送し、飲料水又は医療用水を確保します。 第3次確保 <del>神奈川県企業庁の災害用指定配水池（平塚配水池）から、給水車又は給水容器を用いて搬送し、飲料水又は医療用水を確保します。</del></p>	改正 文言整理	意見のとおり修正します。	ア：反映
44	第4章 第14節 第4章 第16節	144 148 155	<p>【計画の記載内容】 組織名の変更 神奈川中央交通(株)</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 組織名の変更 神奈川中央交通西(株)平塚営業所</p>	組織名の変更 神奈川中央交通(株)は神奈川中央交通西(株)とグループ会社で別会社であり、平塚市内の路線バスにおいては神奈川中央交通西(株)が担当しているため、神奈川中央交通西(株)平塚営業所での統一を推奨します。	意見のとおり修正します。	ア：反映
45	第4章 第16節	155	<p>【計画の記載内容】 【実施機関】 東京ガス(株) 神奈川西支店</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 【実施機関】 東京ガス(株)</p>	改正 東京ガス株式会社全体的なことに係る記述により	意見のとおり修正します。	ア：反映
46	第4章 第16節	156	<p>【計画の記載内容】 【実施機関】 東京ガス(株) 神奈川西支店</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 【実施機関】 東京ガス(株)</p>	改正 東京ガス株式会社全体的なことに係る記述により	意見のとおり修正します。	ア：反映
47	第5章 第1節	175	<p>【計画の記載内容】 臨時職員</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 パートタイム会計年度任用職員</p>	改正 地公法の改正に伴い、臨時職員が廃止され、パートタイム会計年度任用職員となったため。	現行どおりの記載とします。	エ：その他
48	第5章 第3節	179 180	<p>【計画の記載内容】 罹災証明書</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】 り災証明書</p>	改正 字句の整理（様式名称）	現行どおりの記載とします。 （令和2年3月30日付で「罹災証明書」の様式が統一化されたため）	エ：その他

No	項目(章・節)	ページ	意見の概要	理由	事務局の考え方	対応区分
49	第5章 第3節	181	<p>【計画の記載内容】</p> <p>2 生活再建支援  (5)被災者生活再建支援金の支給  (6)災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け  (7)弔慰金・見舞金の支給  (10)住宅確保の支援</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】</p> <p>2 生活再建支援  (5)被災者生活再建支援金の支給  医療救護部救護班は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、・・・</p> <p>(6)災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け  医療救護部救護班は、災害救助法が適用されるような大規模災害において、・・・</p> <p>(7)弔慰金・見舞金の支給  医療救護部救護班は、条例に該当しない災害により市民が死亡した場合、・・・</p> <p>(10)住宅確保の支援  住宅・公園部住宅班は、被災者の住宅確保計画として、市営住宅への特定入居・・・</p>	<p>加筆</p> <p>担当部班を明らかにしておくべき  指摘箇所に限らず、細かな支援等に担当部班が明示されているものとのそうでないものが混在している。  有事の際に無用な調整を避け、支援を迅速に行うために、可能な範囲で担当を明らかにしておくことが必要である。</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
50	第5章 第3節	182	<p>【計画の記載内容】</p> <p>ウ その他使用料等の減免</p> <p>【改正・加筆・削除すべき内容】</p> <p>(9)市民税及び国民健康保険税等の減免  ウ 介護保険料の減免  災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた者に対しては、平塚市介護保険条例(平成12年条例第4号)の定めるところにより、特に必要があると認められた者について介護保険料を減免することができます。  エ その他使用料等の減免</p>	<p>加筆</p> <p>新規追加</p>	意見のとおり修正します。	ア：反映
51		—	平塚市災害対策本部要綱に定められた組織及び分担業務について、今回の計画の改訂に合わせて見直しは行わないのか。	台風第19号時の対応では対応に苦慮した班もあり、適切に機能する組織の検討が必要と考える。また、平常時の業務が分担業務から離れており、有事に機能するか疑わしい。 例：車両の調達及び管理に関すること 平常時は資産経営課、災害時は総務班	参考とします。	ウ：参考